議第35号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年２月16日

滋賀県知事　　嘉　　田　　由 紀 子

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第７第１項の表 (1) の項中「1,850円 2,000円」を「1,600円 1,900円」に、「4,950円」を「4,600円」に、「8,650円」を「7,700円」に、「2,100円 2,050円」を「1,800円 1,900円」に、「2,400円」を「2,200円」に、「3,400円」を「3,050円」に、

「

(ア) 法第97条の２第１項の規定の適用を受ける場合	2,000円	
(イ) 法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合	2,950円（法第97条第１項第２号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円）	を

」

「

(ア) 法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円	
(イ) 法第97条の２第１項第３号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円	
(ウ) 法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合	3,050円（法第97条第１項第２号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使	に、「2,050円 1,650円」を「1,900 1,500

	用して受ける場合にあっては、4,600円）	」

「

(ア) 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円	
(イ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,700円）	を

」

円

に、

円」

「

(ア) 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円	
(イ) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円	
(ウ) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円）	

」

「2,000円　「1,700

に、　を

1,650円」　1,550

円

に、「3,100円」を「3,000円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表(1)の2の

円」

項中「3,950円」を「3,850円」に、「7,650円」を「6,950円」に、「4,300円」を「4,050円」に、「5,300円」を「4,900円」に改め、同表(2)の項中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同表(3)の項中「2,100円」を「2,050円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同表(4)の項中「3,650円」を「3,600円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同表(6)の項中「24,700円」を「23,500円」に、「20,500円」を「19,650円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「22,450円」を「21,850円」に改め、同表(8)の項中「15,650円」を「15,000円」に、「12,150円」を「11,800円」に、「9,500円」を「9,450円」に、「13,300円」を「12,850円」に改め、同表(9)の項中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に、「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に、「1,150円」を「1,000円」に改め、同表(10)の項中「2,550円」を「2,500円」に改め、

同表(10)の2の項中「600円」を「550円」に改め、同表(11)の項中「2,650円」を「2,400円」に改め、同表(12)の項中「2,600円」を「2,450円」に、「2,300円」を「2,200円」に、「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に、「1,350円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「750円」を「650円」に、「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に、「700円」を「600円」に、「違反運転者」を「違反運転者等」に、「1,700円」を「1,050円」「950円」「1,500円」に、「1,050円」を「950円」に、「13,400円」を「13,350円」に、「9,400円」を「9,200円」に改め、同表注2の表(1)の項中「3,950」を「3,750」に、「1,350」を「1,300」に、「4,600」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「7,050」を「7,000」に、「6,750」を「6,400」に、「2,250」を「2,200」に、「7,950」を「7,800」に改め、同表(3)の項および(4)の項中「2,150」を「2,100」に、「1,900」を「1,850」に改め、同表(5)の項中「2,200」を「2,250」に、「1,950」を「2,000」に、「2,050」を「2,250」に改め、同表(6)の項中「2,200」を「1,850」に、「2,000」を「1,950」に、「3,200」を「2,000」「2,450」「3,150」に改め、同表(7)の項中「2,750」を「2,700」に改め、別表第7第1項の表注3中「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同表注4中「300円を、普通自動車免許」を「350円を、普通自動車免許」に、「300円を、特定第一種運転免許」を「200円を、特定第一種運転免許」に、「300円を減ずる」を「350円を減ずる」に改め、同表注5の表(1)の項中「4,450」を「4,150」に、「4,100」を「3,750」に、「1,350」を「1,300」に、「4,800」を「4,450」に改め、同表(2)の項中「1,350」を「1,300」「1,450」を「1,400」に、「2,000」を「1,900」に改め、同表(3)の項中「1,250」を「1,300」に改め、「1,500」「1,250」「1,150」同表(4)の項および(5)の項中「1,250」を「1,200」「1,250」に改め、同表(6)の項中「1,400」を「1,350」に、「1,200」を「1,150」に改め、同表(7)の項中「2,750」を「2,700」に改め、別表第7第1項の表注6中「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同表注7中「150円」を「100円」に改め、別表第7第2項の表(11)の項中「交付」の右に「（再交付を含む。）」を加

え、同表(13)の項中「1,700」を「1,500」に改める。

付　則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。